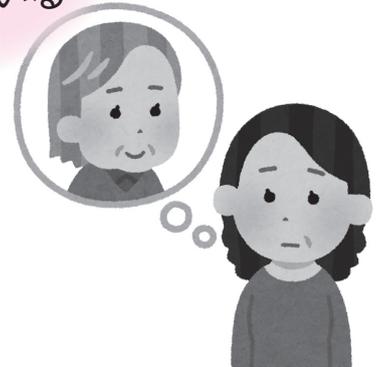


こんな困りごとや心配はありませんか？

物忘れが増えてきて
通帳やお金の管理が心配



難しい契約や
手続きに困っている



悪質商法など悪い人に
騙されたらどうしよう

このような困りごと・心配がある方は、成年後見制度の利用を考えてみませんか？

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方が、自分らしく安心して暮らせるよう、家庭裁判所が支援者（成年後見人等）を選びます。

その支援者が本人の利益を守るために、貯金や財産管理の支援、契約を代わりに行うなど、法律的に様々なサポートを行う制度です。

どんなことをしてくれるの？

介護・福祉サービス
利用のお手伝い



入院、施設入所
などのお手伝い

不利益な契約の
取り消し



本人の気持ちを
大切にしながら、
困った時には
相談に乗ります。

書類の確認と
手続きのお手伝い

通帳の保管や
支払いのお手伝い



成年後見制度には大きく分けて2つあります。

「すでに判断能力が不十分な方に…」

法定後見制度

家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任します。

判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分けられています。

「将来の不安に備えたい方に…」

任意後見制度

元気なうちから判断能力が不十分になった場合に備えて、自分を支援してくれる人を事前の契約によって決めておきます。



将来のために、今から備えておけること

■任意後見契約を結んでおく

任意後見制度は、判断力が低下した時に備えて、あらかじめ信頼できる人との間に『どのような支援をしてもらうか』支援内容を決めて契約をしておく制度です。

契約は、公証人の作成する公正証書によって結ばれ、本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所で任意後見監督人が選任され初めて効力を生じます。

■判断力や身体機能が低下した時に、どう過ごしたいかを考え、周囲に伝えておく

親族や周囲の方に、前もって介護のことや医療に関して自分の希望を伝えておくことで、自ら思いを伝えることが難しくなった時に、あらかじめ伝えておいた希望に沿って対応してもらえる可能性が高くなります。

まずは、「大切にしたいこと」や「自分の希望」を伝えることから始めてみませんか？

◎例えばこんな事を伝えてみましょう

- 家族や友人との時間を大切にしたい。
- できる限り自宅で過ごしたい。
- 身の回りのことは自分でしたい。
- 先々に起こることを詳しく知りたい。
- できる限りの治療を受けたい。
- 自分の代わりに〇〇に判断してもらいたい。
- 痛みや苦しみは避けたい。



ご相談・お問い合わせ（午前8：30～午後5：15）

◎下呂市地域包括支援センター（星雲会館1階） ☎53-2100

◎金山支所（金山振興事務所1階） ☎32-3320

※土・日・祝日は地域包括支援センターの携帯電話に転送されます。